

「舞鶴市プレミアム付商品券」取扱店舗の募集

事業趣旨

舞鶴商工会議所

新型コロナウイルスの影響により、売上げが減少している地域の飲食店や小売店等を応援する「Buy Local maizuru」の取り組みの一環として、地域商業等の活性化や消費の喚起を目的として商品券発行事業を実施します。

実施にあたり下記のとおり「取扱店舗」を募集します。

記

1. 商品券の発行・販売概要

商品券は次のとおり発行し、利用者へ販売します。

- 1) 発行総額：3億9千万円（3万セット）
- 2) 1セット：13,000円（1,000円券×13枚）を10,000円で販売。
- 3) 1セット内訳：①飲食店専用券5枚 ②飲食・小売店・サービス店専用券5枚
③スーパー・ドラッグストア・家電量販店・ホームセンター専用券3枚
※ただし③は①②の店舗でも使用可能
- 4) プレミアム率：30%
- 5) 販売場所：東舞鶴商店街、西舞鶴商店街、中舞鶴実業会、舞鶴南実業会、舞鶴市商工観光センター
- 6) 販売期間：令和2年11月28日（土）～12月31日（木）
※ただし、完売次第終了
- 7) 使用期間：令和2年11月28日（土）～令和3年2月28日（日）

2. 取扱店資格

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所であり、次の1)または2)に該当する事業所。

- 1) 飲食業は、市内に本店を構える事業所、または「舞鶴商工会議所」、「市内商店街・実業会」、「Buy Local maizuru」に属している事業所
- 2) 飲食業以外の業種は「舞鶴商工会議所」、「市内商店街・実業会」、「Buy Local maizuru」に属している事業所
※ただし、風俗営業など本事業の目的に沿わない業種等や、宗教・政治団体と関わる事業者、役員等が暴力団及び暴力団員、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者は除きます。

3. 申し込み

上記2の店舗で登録を希望する者は「舞鶴市プレミアム付商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、令和2年10月28日（水）までに舞鶴商工会議所に提出してください。

郵送の場合は必着でお願いします。F a x・メールでの受付はいたしません。

なお、複数の店舗を有する場合は、必ず各店舗ごとで申し込みをお願いします。

申込書は舞鶴商工会議所のホームページからダウンロードしていただくか、舞鶴商工会議所の窓口でお渡しいたします。

裏面も
ご覧下さい。

4. 登 録

舞鶴商工会議所は、登録の申し込みがあった時は、当該取扱店に係わる登録資格の確認を行った上で登録の申し込みを受理します。

5. 商品券の取り扱い

取扱店は、商品券を持参した利用者に対し「令和2年11月28日（土）～令和3年2月28日（日）」の期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売もしくは貸し付け、または役務の提供を行ってください。但し、たばこ・土地・家屋・車両・有価証券・商品券・公共料金・不動産に関わる賃料・現金への換金などは商品券の使用対象にはなりません。

6. 取扱店舗の責務

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守してください。

- 1) 舞鶴商工会議所から「取扱店登録証」を送ります。商品券の利用者が見やすい場所に掲示してください。
- 2) 商品券の紛失や盗難にあった場合、また毀損されたときなどの責任は店舗にあります。取り扱いや管理には十分注意してください。
- 3) 偽造された商品券の発見や不正使用が明かな場合には、受け取りを拒否するとともに、ただちに舞鶴商工会議所に連絡してください。
- 4) 受け取った商品券を他店で使用することはできません。受け取った際、裏面に取扱店舗の印鑑を必ず押印してください。
- 5) 事業の実施については、舞鶴商工会議所に協力してください。

7. 換 金

舞鶴商工会議所で手続きを行ってください。口座振り込みによる換金となります。
(なお、詳細な手続きは後日お知らせします)

8. 交換・譲渡及び売買の禁止

取扱店が、商品券の交換や譲渡、売買をすることは禁止します。

9. 登録の取り消し

舞鶴商工会議所は、取扱店が上記の規定に違反したときには、取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

お問い合わせ

舞鶴商工会議所

舞鶴市字浜66番地(担当:矢野・米田)

Tel : 0773-62-4600

受付時間：平日午前10時～午後5時